

鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第29号）新旧対照表 第18条関係

改正後					改正前				
<p>○鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和53年10月6日 鳥取市条例第29号</p> <p>第1条～第16条及び別表第1（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>鳥取市立国府町就業改善センター</p>					<p>○鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和53年10月6日 鳥取市条例第29号</p> <p>第1条～第16条及び別表第1（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>鳥取市立国府町就業改善センター</p>				
区分	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～正午	午後1時～午後5時	1時間を単位として使用する場合	区分	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～正午	午後1時～午後5時	1時間を単位として使用する場合
研修室兼宿泊室	5,500円	2,750円	3,300円	1時間につき 1,100円	研修室兼宿泊室	5,400円	2,700円	3,240円	1時間につき 1,080円
農業経営技術 研修室、他産業 研修室、保健相 談室、生活改善 実習室、娯楽室	3,300円	1,650円	2,200円	1時間につき 770円	農業経営技術 研修室、他産業 研修室、保健相 談室、生活改善 実習室、娯楽室	3,240円	1,620円	2,160円	1時間につき 750円
備考					備考				
1 1時間未満は、1時間とする。					1 1時間未満は、1時間とする。				
2 営利を目的としない使用は、無料とする。					2 営利を目的としない使用は、無料とする。				
別表第3（略）					別表第3（略）				